

一般競争入札の実施について

園部平屋線（神楽坂トンネル）道路メンテナンス（緊防）工事他の工事請負契約について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この工事は、契約対象工種の一部を概略発注工として集約し、「概略発注工を除く直接工事費」に対する率で 1 式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。

令和 8 年 8 月 26 日

京都府南丹土木事務所長 小 松 靖 彦

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 園部平屋線（神楽坂トンネル）道路メンテナンス（緊防）工事
綾部宮島線（大野トンネル）道路メンテナンス（緊防）工事
管内一円（神楽坂トンネル他）臨時生活関連施設整備工事
- (2) 工事番号 南丹 8 メンテ（緊防）第 1 9 号の 1 の 1
南丹 8 メンテ（緊防）第 1 2 号の 1 の 1
南丹 8 臨生第 9 9 9 の 4 号の 1 の 1
- (3) 工事場所 南丹市日吉町佐々江～美山町原他地内
- (4) 工事概要 延長 L=1,070.4m
【神楽坂トンネル】
FRP メッシュ工 106m²
炭素繊維シート工 173m²
【大野トンネル】
止水注入工 87m
導水型メッシュシート工 34m
- (5) 工事期間 契約日又は契約日の翌日から令和 9 年 3 月 2 5 日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21
南丹土木事務所総務契約課
電話番号（0771）62-1527
ファクシミリ番号（0771）62-3494

3 入札に参加する者に必要な資格

許可の種類	土木工事業に係る建設業の許可
認定業種	土木一式工事
認定等級	Ⅱ等級
総合点	－
営業所所在地	京都府南丹土木事務所管内に主たる営業所を置く者
配置予定技術者	主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できる者であること。
その他	

(1) 本一般競争入札に入札参加申請する場合、同日に入札公告する下表の工事のうち、本工事を除く他の工事に重複して入札参加申請することを認めない。		
番号	入札案件又は工事名・工事番号等	備考
(1)	国道173号(瑞穂トンネル)道路メンテナンス(緊防)工事<南丹8メンテ(緊防)第173号の1の1>他	他工事
(2)	園部平屋線(神楽坂トンネル)道路メンテナンス(緊防)工事<南丹8メンテ(緊防)第19号の1の1>他	本工事
(2) 一般競争入札公告共通事項(以下「共通事項」という。)のとおり		

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

この入札に参加を希望する者は、別添の様式(申請書)に必要事項を記入の上、提出すること。

(2) 業態調書

単体の建設業者、特定建設工事共同企業体の全ての構成員、経常建設共同企業体(土木一式工事に入札参加する者に限る。)の全ての構成員又は官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別添の様式(業態調書)に記載すること。なお、該当する者がいない場合、提出は不要とするが、該当する者がいない旨を記載して入札参加資格申請したものとみなす。

ア 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある者

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者

ウ 一方の会社等の役員(個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(3) その他

中小企業庁(各経済産業局)が証明する官公需適格組合が入札参加資格確認申請を行う場合にあっては、当該組合は各組合員が単独で本入札に参加しない旨の誓約書を提出すること。

5 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年8月26日(水)午前9時から 令和8年9月2日(水)午後4時まで	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年8月26日(水)午前9時から 令和8年9月16日(水)午後2時まで	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年9月1日(火) 午前9時から午後6時まで 令和8年9月2日(水) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
質問の受付	申請書等に関する質問 ：令和8年8月31日(月)正午まで 設計図書等に関する質問	共通事項5のとおり

	：令和 8 年 9 月 9 日(水)正午まで	
回答の閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書等に関する回答 ：令和 8 年 9 月 11 日(金)	共通事項 5 のとおり
入札期間	令和 8 年 9 月 15 日(火) 午前 9 時から午後 6 時まで 令和 8 年 9 月 16 日(水) 午前 9 時から午後 2 時まで	共通事項 7 のとおり
開札日時	令和 8 年 9 月 17 日(木)午前 9 時 45 分	電子入札システムによる

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

7 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未滿で入札をした者は失格とする。

落札候補者が 2 者以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

8 支払条件

(1) 前払金

請負代金額の 4 割以内の金額を前払いする。

(2) 中間前払金

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、請負代金額の 2 割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

請負代金額が 100 万円以上 1,000 万円未滿の場合は 1 回、1,000 万円以上 3,000 万円未滿の場合は 2 回、3,000 万円以上の場合は 3 回を限度として部分払いする。

(4) 中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

9 その他

(1) **本工事は、共通仮設費及び現場管理費は、『本工事 1（神楽坂トンネル）』、『本工事 2（大野トンネル）』、（以下、「対象地区」という。）ごとに算出し調整を行わず、一般管理費等は、当該複数の対象地区をひとつの工事とみなして調整を行う「施工箇所が点在する工事」である。**

(2) 令和 7・8 年度競争入札参加資格審査申請において官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿を提出していない事業協同組合並びに別途通知する期日までに令和 8 年度の組合員名簿を提出していない官公需適格組合は、入札参加資格確認申請をすることができない。

(3) 官公需適格組合と組合員とが重複して入札参加資格確認申請をした場合にあつては当該組合と当該組合員の双方に対して、本一般競争入札の入札参加を認めず、入札は無効とする。この場合に限って、辞退する者を定めるために当事者間で連絡を取ることとは、京都府工事等競争入札心得第 9 条第 2 項の規定に抵触しないものとする。

(4) 経常建設共同企業体の構成員として登録した建設業者（申請済みで認定通知を受けていない者も含む。）は、土木一式工事の入札へは、単独で入札参加資格確認申請をすることができない。土木一式工事以外の入札については、単独で入札参加資格確認申請

をすることができる。

(5) 技術者の配置については、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

(6) (5)の遵守違反が確認された場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(7) 資本関係・人的関係等のある会社等は、本入札に同時に参加することができない。なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。

(8) 本入札において、(7)に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一人が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

(9) 概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算により変更契約を行うものとする。

なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は受け付けない。

(10) その他については、共通事項のとおりとする。

一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査について、一般競争入札参加確認申請の時点において有効な結果通知を受けている者であること。
- (4) 令和 7・8 年度京都府建設工事競争入札参加資格審査申請又は令和 8 年度京都府建設工事競争入札参加資格審査申請に用いられた経営事項審査結果及びそれ以降に通知された経営事項審査結果が、一般競争入札参加確認申請の時点において適正と認められる者であること。
- (5) (4) の適正と認められる経営事項審査結果により審査された令和 8 年度京都府建設工事競争入札参加資格審査結果通知書を受けている者であること。
- (6) 入札に参加する者に必要な資格における許可の種類及び営業所とは、建設業法第 3 条の規定による建設業の許可の種類及び営業所をいう。経常建設共同企業体の場合においては、営業所所在地は代表者の主たる営業所により判断する。
- (7) 入札参加要件等における認定業種、認定等級及び総合点とは、「令和 8 年度京都府建設工事競争入札参加資格の審査結果通知書」（経常建設共同企業体の構成員として登録した者にあつては「令和 8 年度経常建設共同企業体入札参加資格認定通知書」、年度途中に合併等に関する特例の適用を受けた者にあつては「合併等による特例措置適用に伴う競争入札参加資格認定通知書」）における工事の種類、等級及び総合点をいう。
- (8) 入札に参加する者に必要な資格における施工実績については、当該法人又は個人が元請として施工した実績でなければならない。経常建設共同企業体の場合においては、代表者が元請として施工した実績でなければならない。
- (9) 入札に参加する者に必要な資格における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない。

2 設計図書等の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

- ア 原則として、該当の公告に示す配布期間に、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間（午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。
なお、窓口配布の場合、確認申請書等は、当該工事の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

(2) 設計図書等の閲覧

- ア 閲覧設計図書（図面抜粋）については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードできる。
- イ 閲覧設計図書の全部については、該当の公告に示す閲覧期間（午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所で閲覧することができる。
なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、該当の契約条項を示す

場所に問い合わせること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類（以下「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本工事は、原則として京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象工事である。

電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

また、提出した資格確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

ア 各様式については、入札情報公開システムからダウンロードしたファイルを用いて作成すること。

イ 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）

は、電子入札システムにより該当の公告に示す提出書類を提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合若しくは資格確認資料に正本が必要な場合は、その全部について該当の契約条項を示す場所に持参又は郵送（申請書の受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

ウ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、該当の公告に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に持参すること。（紙入札者の郵送提出は認めない。）

エ イ又はウの規定により資格確認資料を持参又は郵送する場合、総合評価競争入札の評価項目にかかる技術資料についてはCD-R等を用いて電子媒体で、それ以外のものは紙媒体で、それぞれ提出すること。

(2) 技術者の資格確認等

技術者の資格要件の確認については、落札決定通知後、契約前に行う。

また、技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事においては、配置予定技術者調書から選定された1名の技術者について上記に加えて専任要件の確認を、落札決定通知後、契約前に行う。

(3) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本府において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本府に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問回答

- (1) 質問については、別添の様式（設計質疑書）に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）公告に示す期限を超えて提出された質疑書は一切受け付けない。
- (2) 回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては速やかに、設計図書等に関する質問にあつては該当の公告に示す日までに入札情報公開システムに掲載する。
- (3) 連絡先が記入されていない又は匿名でなされた確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問については、回答しない。また、設計図書等に関する質問にあつては、入札参加者から提出された質疑書のみ回答する。

6 予定価格に関する質問回答

予定価格の事後公表の試行工事である場合は、次のとおり予定価格に関する質問回答を実施する。

- (1) 質問については、予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領（以下、「予定価格質疑取扱要領」という。）第4条に規定する照会書（様式第1号）に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出し、ファクシミリ送信の旨を電話連絡すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）公告に示す期限を超えて提出された照会書は一切受け付けない。
- (2) 回答については、予定価格質疑取扱要領第5条第1項に規定する回答書（様式第2号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、照会書を提出した者に対してファクシミリで送信し、その旨を電話連絡することにより回答する。

なお、やむを得ない事由により、予定価格に関する質問事項について、期日までに回答することが困難である場合は、開札以降の日程を変更することがある。

- (3) 回答をすべき質問として取り扱わないこととした質問を行った者に対しては、予定価格質疑取扱要領第5条第2項に規定する質疑要件非該当通知書（様式第3号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、ファクシミリで通知する。

7 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 電子入札者は、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、該当の契約条項を示す場所に持参又は郵送（入札期間までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、入札書に、工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送する場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、該当の公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に、該当の契約条項を示す場所へ入札書及び工事費内訳書を持参すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

（３）工事費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。なお、再度入札を行う場合は、工事内訳書の提出（紙入札者にとっては提示）を要しない。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、次の事項を記載すること。

（ア）工事名、工事番号及び名前又は商号（名称）

（イ）設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に対応するものの数量、単位及び金額

（ウ）材料費

（エ）労務費

（オ）法定福利費

（カ）安全衛生経費

（キ）建退共掛金

（ク）その他施工に必要な経費

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告の 3 に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人の I C カードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札

オ 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加した者の行った入札

キ その他不正の目的を持って I C カードを使用した者の行った入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

コ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

シ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）

ス 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札

- セ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- ソ 低入札価格調査に協力しない者の行った入札
- タ 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書の提出期限まで（ただし、入札書を提出する場合は、紙入札の場合は入札書を持参するまで、電子入札の場合は入札書を提出するまで）は、入札を辞退することができる。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 持参による入札

ア 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、工事名及び入札書が在中している旨を記載し、契約担当者あての親展とする。

イ 表封筒の中には、「入札書」と記載した中封筒、「工事費内訳書」と記載した中封筒を入れる。

ウ 「入札書」と記載した中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

エ 「工事費内訳書」と記載した中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。

オ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(9) 予定価格の公表

予定価格の事後公表の試行工事である場合は、入札締切日の翌日に、入札情報公開システムにより予定価格を公表する。また、入札者には、入札締切日に入札締切通知書により予定価格を通知する。

(10) 再度入札に関する事項

予定価格の事後公表の試行工事における再度入札の取扱は次のとおりとする。

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、エにより、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（エのいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（紙入札者については、ファクシミリにより通知する。）。

（ア）再度入札を行う旨

（イ）再度入札の入札書の提出期間

（ウ）再度入札の開札日時

ウ 再度入札は1回限りとする。

エ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

（ア）当初入札において不着又は辞退となった者

（イ）当初入札において無効又は失格の入札をした者

オ イの通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本府は一切の責めを負わない。

8 入札保証金

免除する。

9 配置技術者の選定

- (1) 落札者は、落札決定通知を受けた日の翌日（休日を除く）までに、配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社との直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。
- (2) 落札者は、契約前に配置する技術者を選定し、現場代理人等通知書により発注者に通知すること。ただし、工場製作を先行して実施する期間にあっては、当該工場製作に従事する技術者のみを選定すれば足りることとし、現場施工に係る技術者の選定については、現場着手までに行えばよいものとする。また、契約前に現場代理人等通知書により通知した場合、契約書第 10 条における「あらかじめ、当該内容を発注者に通知している場合」に該当するものとする。
- (3) なお、配置予定技術者調書を提出した工事においては、配置予定技術者調書に記載した者から技術者を選定すること。ただし、低入札工事においては、配置予定技術者調書に記載されていない技術者を補助技術者としてすることができ、専任特例 2 号の場合の監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項 2 号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置を認める工事においては、配置予定技術者調書に記載されていない技術者を監理技術者補佐とすることができる。

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 13 条第 5 項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合、低入札工事にあって補助技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も同様とする。

11 契約保証金

落札者は、予定価格が 500 万円以上の工事については、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

落札者の決定後、7 日以内に、京都府ホームページに掲載されている「建設交通部工事請負契約書」に基づく契約書を作成すること。

なお、調査基準価格を設定している場合であって、調査基準価格未満で落札した者との契約については、建設交通部工事請負契約書第 34 条第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」とし第 6 項及び第 7 項もこれに準じて割合を変更する。

13 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 電子入札者にあっては、京都府ホームページに掲載されている「京都府公共工事電子入札運用基準」を遵守すること。
- (3) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

- (4) 個人情報記載された提出資料（住民税特別徴収税額、被保険者資格情報等）は確認に必要な箇所以外を黒く塗りつぶした上で提出すること。
- (5) 入札書提出後の辞退は認めない。
- (6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (7) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (8) 予定価格の通知後に行う入札において、予定価格以下で入札をすることができない場合は、入札を辞退すること。
なお、辞退せずに予定価格を上回る価格で入札をした場合、失格とする。また、正当な理由がない場合（意図的な場合や複数回行った場合を含む。）は、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 建設交通部工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。ただし、契約書第10条第3項又は「建設工事と技術者の配置について」の規定による場合は、この限りでない。
なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。
- (10) 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合は、契約しない。
- (11) 開札の前後にかかわらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。
- (12) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。
- (13) 落札者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）を遵守すること。
なお、正当な理由なく発注者の指示に従わない場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。
- (14) 落札者は、原則府内企業を下請負先として選定すること。なお、府内企業の下請け比率に応じた工事成績評価を実施する。
また、府外企業へ下請負を行う場合は、元下指針に基づく「下請工事契約時チェックリスト」にその理由を記入すること。
- (15) 下請負は、原則建築一式工事では3次以内、建築一式工事を除く建設工事では2次以内とするものとする。なお、下請次数がこれを超える場合は、重層下請理由書及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを提出すること。
- (16) 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。
- (17) 本入札では、積算内容等を変更する必要があるが生じた場合、入札期間中に積算内容等を変更し、入札を継続する場合がある。